生徒指導提要の改訂にあたっての基本的な考え方に係る 政策文書等における主な記載

□「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して~全ての子供たちの可能性を引き出す、 個別最適な学びと、協働的な学びの実現~(答申)」(令和3年1月26日 中央教育審議会)

第Ⅱ部 各論

- 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
- (6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策
- 令和元(2019)年度の小中学校における<u>いじめの認知件数は 591,069 件、重大事態の発生件数は 593 件とそれぞれ過去最多</u>で近年は増加傾向にある。暴力行為の発生件数については、令和元(2019) 年度は72,132 件であり、過去5年間の傾向として、<u>小学校における暴力行為が大幅に増加</u>している。
- また、令和元(2019)年における日本の自殺者の総数は20,169人と、近年は減少傾向にある中、 小中学生の自殺者数は120人となっており、児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮す べき状況である。児童相談所における児童虐待相談対応件数も増加しており、令和元(2019)年度は 193,780件と過去最多となっている。このうち、学校等が相談経路となっているのは14,828件と、 約8%を占めている。
- こうした課題に対処するためには、<u>児童生徒の問題行動の発生を未然に防止</u>するために、<u>成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実、生徒指導上の課題の発生や深刻化につながることも指摘される背景や要因といった困難の緩和、教育相談体制の整備、教育委員会・学校における組織的な対応の推進</u>を図るとともに、児童虐待防止に向けては、教育委員会・学校と市町村、児童相談所、警察等の関係機関との連携強化を図っていくことが必要である。
- このため、児童生徒が主体となった自己有用感や社会性を高める活動の促進、<u>生徒指導上の課題</u> との関連も指摘される背景等の困難を抱える児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、SOS の出 し方に関する教育を含む自殺予防の取組の推進等を図ることが重要である。
- また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実や SNS 等を活用 した相談体制の全国展開などの教育相談体制の整備やいわゆるスクールロイヤー等を活用した教 育委員会における法務相談体制の整備などの取組を引き続き進めていくことが必要である。
- さらに、学校いじめ防止基本方針の実効化やいじめ等の状況に関するデータの活用の促進、虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応の徹底や研修などの支援策を講じるとともに更に効果的な対策を講じるための調査研究を進めていくことが必要である。

□「魅力ある学校づくり検討チーム(※)」報告(令和2年9月8日)※文部科学副大臣決定

- <Ⅱ. 基本的な考え方>
- (2) 生徒指導の観点からの「魅力ある学校づくり」に向けた取組の方向性
- いじめや不登校等の生徒指導上の課題は相互に関連しながら発生している。また、こうした課題の背景や要因としては様々なものが複雑に絡み合っていると考えられるが、その中には事案によっては学校的背景のほかに、子供たちそれぞれが抱える障害や健康問題、家庭的背景など子供たちの置かれている環境も影響している可能性も指摘されている。この点、より効果的に生徒指導を進めていく観点から、引き続き課題解決的な指導とともに、いじめや

<u>不登校等の未然防止を含む成長を促す指導や予防的な指導を推進していくことを改めて認</u> 識することが重要である。

○ その際、昨今、児童生徒が家庭や地域で他者への関心や共感性といった社会性を育むことができなくなっていることも指摘されているところ、児童生徒が「そうだったんだ」「なるほど」といった気持ちが本人の中に沸き起こるような体験の提供も必要である。

<Ⅲ. 取り組むべき施策>

(総論)

1. 積極的な生徒指導

- 生徒指導提要(平成22年3月 文部科学省)にある通り、生徒指導とは、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」である。その目標は、全ての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることである。
- 学校教育においては、生徒指導が学習指導と並んで重要な意義を持つものであることを改めて認識するとともに、児童生徒一人ひとりについての児童生徒理解の深化を図り、組織的・計画的に取り組む必要がある。

また、生徒指導は「成長を促す指導」、「予防的な指導」、「課題解決的な指導」の3つに分けることができる。いじめや不登校等の生徒指導上の課題について、問題行動など目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導や予防的な指導を改めて認識することで、問題行動の発生を未然に防止し、全ての児童生徒が自ら現在や将来における自己実現を図っていくための能力の育成を目指し、学校におけるあらゆる場面を通じて積極的に生徒指導を行っていくことが重要である。

(各論)

2. 成長を促す指導や予防的な指導と包括的な支援の充実

<現状認識・課題>

(略)

- また、いじめや不登校といった<u>生徒指導上の課題の背景や要因としては様々なものが複雑に絡み合っていると考えられる</u>が、その中には事案によっては学校的背景のほかに、<u>児童生徒各々が抱える障害や健康問題、家庭的背景など児童生徒の置かれている環境も影響している可能性も指摘されている</u>。その場合、学校だけでは対応が困難な場合があると考えられる。 <取組の方向性>
- 引き続き<u>課題解決的な指導とともに、いじめや不登校等の未然防止を含む成長を促す指導や予防的な指導を充実するため</u>に、例えば、児童生徒が主体となり自己有用感や社会性を高めるピア(仲間)・サポートやソーシャルスキル・トレーニングのような活動等の促進を図る。
- また、これら学校を中心とした取組の促進のほか、学校だけでは対応が困難な児童生徒 各々が抱える生徒指導上の課題との関連も指摘される背景や要因について、学校や関係機関 が適切に捉え、協働してこれら要因の緩和を図ることで、トータルとして児童生徒が安心し て学べる環境を整備する視点も重要である。

この点では、学校での生徒指導上の課題の発生や深刻化につながることも指摘される背景や要因といった困難を抱える児童生徒に対する、学校その他関係機関を含む包括的な支援の在り方に関する検討を行うことも考えられる。

- 3. 教育委員会・学校における組織的な対応の推進
- <現状認識・課題>

(略)

- <取組の方向性>
- <u>いじめ防止対策の一層の充実のため、学校いじめ基本方針の実効化を図るための取組等を</u> <u>推進</u>する。
- 各学校では、いじめ防止対策推進法等に基づき初期段階のものも含めていじめの認知が行われ、教育委員会等に報告が行われている。教育委員会においては、ICT も活用してこれらのデータの分析を進め、いじめ防止対策のための研修や事案対応に生かしていくことも重要である。文部科学省においては、このような取組の状況を把握するとともに、必要な支援を行う。

□中学校学習指導要領(平成29年告示)解説【総則編】

第1章 総則

第4節 生徒の発達の支援

- 1 生徒の発達を支える指導の充実
- (2) 生徒指導の充実(第1章第4の1の(2))(抄)
- (2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を 尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。 すなわち、生徒指導は、全ての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が 全ての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単 なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

※小学校・高等学校の学習指導要領解説【総則編】においても同様の記載。

□「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について (答申)」(平成 27 年 12 月 21 日 中央 教育審議会)

1.「チームとしての学校」が求められる背景(抄)

その一方で、社会や経済の変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容し、<u>生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えている。</u>

… (中略) …

以上のような状況に対応していくためには、個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福祉等の専門家(専門スタッフ)や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。

□新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改 革に関する総合的な方策について(答申)(平成31年1月25日中央教育審議会)

第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 1. 勤務の長時間化の現状と要因(抄)
- 学校における働き方改革のための具体的な施策を検討するに当たっては、まず教師の勤務の長時間化の現状と要因を分析する必要がある。

まず、学校の業務の現状は、学校種や学校規模、学校を取り巻く地域の特性等によっても異なるが、おおむね以下のような課題を抱えている。

- ・小学校は、学級担任制であり、学級担任を務める一人の教師が担当する授業時数が多い。給食の時間も指導を行い、児童の休み時間も児童と一緒に活動し、児童の安全への配慮等を行っていることが多いことから、休憩時間が確保できず、連続勤務になっている。児童在校中は校務分掌業務や授業準備を行う時間の確保が難しい状況にある。
- ・<u>中学校や高等学校は、</u>教科担任制であり、<u>教科により担当する授業時数は異なるが、生徒指導や進路指導に関わる業務の負担が大きくなる</u>。それらの指導等の時間に加え、補習指導や部活動に関わる時間が長い。また、授業準備等の時間の確保が難しい状況にある。

(各答申等リンク)

□「令和の日本型学校教育」の構築を目指して~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、 協働的な学びの実現~ (答申)

https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf

□魅力ある学校づくり検討チーム報告

https://www.mext.go.jp/content/20200908-mxt_kouhou02-000009823_03.pdf

□中学校学習指導要領(平成29年告示)解説【総則編】

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf

□チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf

□新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)

 $\underline{\text{https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/}\underline{\text{lcsFiles/afieldfile/2019/03/08/1412993_1_1.pdf}}$